

笠間市次世代育成支援行動計画

「かさまっ子未来プラン」(案)



平成 19 年 月

笠 間 市

は じ め に

今，子どもたちを取り巻く環境は，少子化の進行や子育てに不安や悩みを抱える親が増加したり，地域の連帯意識が希薄化したりするなど，大きく変化してきています。

この環境の変化は，子どもの社会性や自主性の低下，地域社会の活力や，経済社会の将来に大きな影響を与えており，時代を担う子どもたちの健やかな成長への影響が懸念されています。



国の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子ども数の推計値）は，第1次ベビーブーム時には4.54人を数えましたが，その後は減少傾向が続き，平成18年には1.32（茨城県1.35）で人口維持に必要とされる2.08を大きく下回っており，また，平成17年の「人口動態統計」によれば，明治32年（1899年）に統計を取り始めて以来，初めて出生数が死亡数を2万人下回る自然減となりました。人口減少社会という大きな転換期にすでに入っていることになります。

少子化の要因としては，晩婚化，未婚化といった点が指摘されていますが，その背景には，子育てと仕事の両立の難しさ，子育てに対する心理的・身体的負担感，経済的負担，さらには，結婚観，家庭観などの個人の価値観の変化があると考えられています。

結婚や子育てに関する意識が多様化している中，少子化に歯止めをかけるには，男女ともに子育てをしながら安心して働くことができ，子育てに喜びを感じることができる社会を作っていくことが重要であります。

次世代育成支援行動計画は，合併前の各市町でそれぞれ策定していましたが，この度，少子化対策をより具体的かつ効果的に実現するため，旧市町の計画を継承する一方，新規計画を取入れ，「笠間市次世代育成支援行動計画」（かさまっ子未来プラン）として取りまとめました。

「地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市」をめざしてまいりますので，市民各位のご理解，ご協力をよろしくお願いいたします。

平成19年 月

笠間市長 山口 伸樹

目 次

はじめに

計 画 編	1
第 1 章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	2
第 2 章 計画の基本理念と施策の体系.....	3
1 計画の基本理念.....	3
2 計画の基本的視点.....	4
3 基本目標と基本施策	6
4 体系図	8
第 3 章 施策の展開.....	10
1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち	10
2 すこやかに子どもが育つまち.....	15
3 心豊かに子どもが成長するまち.....	18
4 安心して子育てできるまち	22
第 4 章 目標事業量の設定	25
1 特定 14 事業の内容説明	25
2 目標事業量	27
資 料 編	31
1 笠間市総人口の推移	33
2 笠間市年齢 3 区分構成比の推移.....	33
3 笠間市女性の労働力率	34
4 旧市町別，茨城県合計特殊出生率の比較	34
5 出生数の推移.....	35
6 社会動態の推移.....	35
7 保育所数等の推移	36
8 幼稚園数，入園児童数の推移.....	36
9 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱.....	37
10 笠間市次世代育成支援対策地域協議会委員	38
11 次世代育成支援対策推進法.....	39

計 画 編

第 1 章 計画の概要

1 計画の趣旨

現在，わが国では，子どもの数が減るいわゆる「少子化」が進行し，第 1 次ベビーブームの合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均子ども数）は 4.54 人を数えましたが，その後は減少傾向が続き，昭和 35 年頃からわずかながら上昇したものの，昭和 46 年をピークに減少の一途をたどっています。

そして，平成 18 年における全国の合計特殊出生率は 1.32（茨城県 1.35）という数値になっています。

このような少子化の進行は，子どもの社会性や自主性の低下，労働人口の減少による経済力の低下，社会保障制度を支える世代の負担増，人口の減少，地域連帯意識の希薄化など地域社会の活力低下を招き，また，経済社会の将来に深刻な影響を与えることとなります。

このような状況の中，国は平成 6 年に「エンゼルプラン」を策定し，社会全体で子育てを支援していく姿勢を打ち出しました。平成 11 年には「少子化対策推進基本方針」を決定し，これをふまえて「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定しました。また，平成 13 年には「仕事と子育ての両立支援の方針」に基づく「待機児童ゼロ作戦」なども実施しており，子育てと仕事の両立を中心に，子どもを生み育てやすい環境を整えていくことに重点をおいた取り組みが進められてきました。

しかし，平成 14 年に公表された日本の将来推計人口によれば，これまで少子化の主要因とされていた未婚化や晩婚化の進行に加えて，「夫婦の出生力の低下」が新たに指摘されています。

そこで，平成 14 年 9 月，国は子育てと仕事の両立支援が中心であったこれまでの取り組みに加えて，「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 つの柱に沿った総合的かつ計画的な取り組みとして，「少子化対策プラスワン」を策定しました。

そして，このような取り組みを具現化するために，国は平成 15 年，「次世代育成支援対策推進法」を制定し，地方公共団体及び企業は，国の指針に基づいて，次世代育成支援に関する行動計画を策定し，今後 10 年間の集中的かつ，計画的な取り組みを推進することとしました。

本市においても，この法律に基づき，旧市町の「次世代育成支援行動計画」を踏まえ，子どもを安心して育てられる，また，子どもが健やかに育つことのできるまちをめざし，「笠間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

第2章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市

「少子化」といったことばが示すように、現在、次代を担う子どもの数が減少の一途をたどっています。少子化を進行させている要因の1つには、女性の社会進出や、核家族化の進展といった社会的な変化があります。その結果、子育てと仕事の両立が困難となっています。

一方、少子化により地域のつながりも希薄になりつつあり、子育てに関する情報交換の機会が少なくなって、母親の子育てへの不安感、孤立感を増す結果になっています。また、少子化は子育てへの波及だけでなく、子ども同士がふれあい、異なる年齢の子どもたちが一緒になって遊ぶ環境も少なくなり、子どもの心身の成長に与える影響の大きさも懸念されています。

このような社会状況下で子どもを生み、育てるためには、個人や家庭だけでなく、地域全体で連携をとり、支援していくことが重要です。

例えば、親族や知人・友人だけでなく、隣近所、ボランティアやNPOなどの各種団体、行政、企業など、地域全体での連携を図り、情報の提供や、サークルなどの活動を行っていくことで、子育ての不安や負担を軽減できるきっかけになるとともに、人とのかかわりが増えることで、子育ての孤立化の解消にもつながります。

また、地域の活動を活性化させることは地域における教育として、子ども同士の交流や、世代を超えた交流につながってきます。

このように、子育てを地域みんなで支え合い、子どもがすこやかに育つ、子育てのまちをめざして、笠間市ではこの理念を掲げます。

※NPO……Non Profit Organization の略語で「非営利組織」のこと。利益を目的としない市民活動組織をいう。

2 計画の基本的視点

計画の基本理念の実現に向けて、次に掲げる8つの基本的な視点で本計画に取り組む必要があります。

(1) 子どもへの視点

子育ては男女が協力して行うべきものとした視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもが最大限に尊重されるように配慮するとともに、子どもたちがそれぞれの時期の発達課題を達成し、健やかに成長するよう支援する取り組みが必要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるという認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進する必要があります。

(3) サービス利用者の視点

社会環境や市民の価値観の多様化にともない、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要となります。

(4) 社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体をはじめとし、企業や地域社会を含めた社会全体が、協力して取り組めるよう、様々な担い手の協働による推進体制が必要となります。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援に取り組む必要があります。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体や市社会福祉協議会などの民間事業者、既存の公共施設等、自然環境、伝統文化等の地域が有する様々な社会資源を、十分かつ効果的に活用する必要があります。

(7) サービスの質の視点

サービスの供給量を確保することはもとより、人材の資質向上やサービス評価等を行うことによるサービスの質の充実に取り組む必要があります。

(8) 地域特性の視点

本市における人口構造や産業構造，社会資源の状況や利用者のニーズ・必要とされる支援策の把握を踏まえ，主体的な取り組みを行う必要があります。

以上の8つの基本的な視点を踏まえ，次の4つの柱（基本目標）を設定し，本市における次世代育成支援対策の各施策・事業を推進していきます。

1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

2 すこやかに子どもが育つまち

3 心豊かに子どもが成長するまち

4 安心して子育てできるまち

3 基本目標と基本施策

基本目標1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

子育ての責任が親にあることが基本ですが、かつては一般的だった三世帯同居による高齢者の援助や、地縁・血縁による助け合いも、急速な核家族化や都市化により期待できない状況になってきており、親の子育ての負担はかつてないほど大きくなっています。

そこで、今後は家庭や地域社会、保育所、幼稚園、学校、企業、行政などが連携し、地域としてきめ細かな子育てを支援する各種サービスを提供していくことにより、親の子育て負担を軽減して、子どもを育てやすいまちづくりを目指します。

【基本施策】

- | |
|-------------------------------------|
| 1 地域における子育ての支援 |
| 2 仕事と子育ての両立の推進 |
| 3 支援が必要な子どもや家庭への対応（障害児・ひとり親家庭等への支援） |

基本目標2 すこやかに子どもが育つまち

子どもが健やかに生まれ、人間性豊かに育つことは、子どもたちにとって大切な権利であり、また、活力ある地域社会を持続させるためにも必要不可欠なことです。

そこで、子どもたちがすこやかに生まれ育ち、次代の親としてたくましく成長できるようなまちづくりを目指します。

【基本施策】

- | |
|----------------|
| 1 母子保健，小児医療の充実 |
| 2 「食育」の推進 |

基本目標３ 心豊かに子どもが成長するまち

地域の子どもが心豊かに成長していけるように、幼児教育，学校教育，家庭教育を充実させ，社会の変化に主体的に対応し，心豊かにのびのびと生きる力を育成します。また，世代間交流の機会を増やし，仲間や家族，地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供していきます。

【基本施策】

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 子どもの心豊かな成長を支える教育環境の整備 |
| 2 | 家庭教育の充実 |
| 3 | 地域活動を通じた地域教育力の向上 |

基本目標４ 安心して子育てできるまち

交通事故や犯罪の危険，また生活環境の悪化など，子どもを取り巻く地域の環境は決して安全，安心とはいえない状況にあります。

そこで，地域全体として，安心して子育てができるまちづくりを目指します。

【基本施策】

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 子どもを取り巻く生活環境の整備 |
| 2 | 子どもの安全の確保 |

4 体系図

基本理念 : 地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市

基本目標1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

(1) 地域における子育ての支援

- *子育て支援サービスの充実
- *子育て支援のネットワークづくり
- *児童の健全育成 他

(2) 仕事と子育ての両立の支援

- *男女の働き方の見直し
- *放課後児童クラブの充実
- *通常保育事業の充実 他

(3) 支援が必要な子どもや家庭への対応（障害児・ひとり親家庭等への支援）

- *ことば・こころの教室
- *ひとり親家庭医療福祉費の支給
- *特別支援教育就学奨励費補助 他

基本目標2 すこやかに子どもが育つまち

(1) 母子保健、小児医療の充実

- *子どもや母親の健康の確保
- *思春期保健対策の充実
- *小児医療の推進 他

(2) 「食育」の推進

- *地産地消の推進
- *食育指導、事業の実施
- *食育講演会の開催 他

基本目標3 心豊かに子どもが成長するまち

(1) 子どもの心豊かな成長を支える教育環境の整備

＊赤ちゃんふれあい体験の充実
＊思春期教育の充実
＊こころの相談室 他

(2) 家庭教育の充実

＊子育て講演会の実施
＊家庭教育学級・講座の開催 他

(3) 地域活動を通じた地域の教育力の向上

＊子どもの体験活動の推進
＊親子の交流・自然体験学習の推進
＊各種講座の開催 他

基本目標4 安心して子育てできるまち

(1) 子どもを取り巻く生活環境の整備

＊歩道の整備
＊子どもの安全を守る事業の推進
＊子どもの遊び場の整備 他

(2) 子どもの安全の確保

＊交通安全対策の推進
＊防犯対策の推進
＊被害にあった子どもの保護の推進 他

第3章 施策の展開

1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

(1) 地域における子育ての支援

【現状と課題】

核家族化や都市化の進行にともなって、近隣関係が希薄となり、子育ての「孤立化」が進み、育児に不安感や負担感を抱く親が多くなっています。

子育ての「孤立化」の解決や「育児への不安や負担」の解消には、親同士が気軽に集い、相談や情報交換ができる場が必要です。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*保育サービス評価制度の導入⇒平成21年度～ 新規	—	実施	子ども福祉課
*子育てサポート事業の充実	3 か所	継続	子ども福祉課
*保育所の子育て相談（保育所における育児相談）	9 か所	継続	子ども福祉課
*子育てサークル活動への支援（子育てサークルの親子に対する学びの場、遊びの場の提供及び母親が研修している間の託児支援を実施）	実施	継続	子ども福祉課
*子育てボランティアの支援（子育てに関心を持っているボランティアを募り、地域子育て支援センター活動の手伝いやサークル活動中の託児支援を実施）	実施	継続	子ども福祉課
*地域交流事業（老人ホームを訪ねたり、お年寄りを保育所や幼稚園に招待して交流）	7 か所	継続	子ども福祉課
*児童手当の支給（小学校終了前の子どもを養育している方を対象に手当を支給）	実施	継続	子ども福祉課
*病後時保育事業の実施（施設型）⇒友部地区	1 か所	継続	子ども福祉課
*病後時保育事業の実施（派遣型） 新規	—	1 か所	子ども福祉課
*一時保育事業の推進	6 か所	9 か所	子ども福祉課
*地域子育て支援センター事業の充実	4 か所	継続	子ども福祉課
*ファミリーサポートセンター事業の実施	—	基準により検討	子ども福祉課
*通常保育事業の拡充	9 か所	継続	子ども福祉課
*延長保育事業の実施	9 か所	継続	子ども福祉課
*乳児保育事業の実施	9 か所	継続	子ども福祉課
*障害児保育事業の実施	9 か所	継続	子ども福祉課

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*休日保育事業の実施	—	需要により検討	子ども福祉課
*夜間保育事業	—	需要により検討	子ども福祉課
*トワイライトステイ事業の実施	—	需要により検討	子ども福祉課
*特定保育事業の実施	—	需要により検討	子ども福祉課
*笠間市要保護児童対策地域協議会の設置	実施	継続	子ども福祉課
*保育所施設の整備	—	需要により検討	子ども福祉課
*いばらき子育て家庭優待制度の推進⇒平成19年度～ 新規	—	実施	子ども福祉課
*就学援助費の支給（「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助）	実施	継続	学務課
*幼稚園における預かり保育事業の実施⇒平成21年度～ 新規	—	実施	学務課
*子育て支援総合ガイドの作成⇒平成20年度～ 新規	—	実施	子ども福祉課
*おはなし会の開催（幼児、小学生を対象に、絵本、紙芝居の読み聞かせ及びブックトークを実施）	実施	継続	図書館
*学校との連携（学校への資料提供、子どもへ学習の場や資料の紹介・提供）	実施	継続	図書館
*1年生から3年生を対象に体験を通した友達づくり(わんぱく教室)	10回実施	継続	公民館
*結婚相談ボランティア団体の連携（相談ボランティアの情報交換・マリッジサポーターの連絡調整）⇒平成19年度～ 新規	—	実施	市民活動課
*結婚相談業務（結婚を希望する人への情報提供、相談、助言の実施）⇒平成19年度～ 新規	—	実施	市民活動課
*いばらき出会いサポートセンター推進事業の促進	実施	継続	市民活動課



(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

近年、女性の社会進出により、共働き家庭が増加しています。このような状況下、子育てをしながら仕事をするには、家庭や職場の理解と配慮が必要です。

そのため、家庭と仕事の在り方を見直すために、育児休業の制度普及やその取得を推進していく必要があります。

また、事業主には、短時間勤務制度、フレックスタイムなどの措置を講ずる義務が、育児・介護休業法で定められています。

これらの制度導入など、「働き方」の見直しに努めるよう事業主に働きかけることや、出産後の職場復帰や再就職を希望する場合の支援も必要です。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	14か所	継続	子ども福祉課
*病後時保育事業の実施（施設型）⇒友部地区	1か所	継続	子ども福祉課
*病後時保育事業の実施（派遣型）	—	需要により検討	子ども福祉課
*障害児保育事業の実施（再掲）	9か所	継続	子ども福祉課
*通常保育事業の拡充（再掲）	9か所	継続	子ども福祉課
*延長保育事業の実施（再掲）	9か所	継続	子ども福祉課
*乳児保育事業の実施（再掲）	9か所	継続	子ども福祉課
*休日保育事業の実施	—	需要により検討	子ども福祉課
*ショートステイ事業の実施 新規	—	2か所	子ども福祉課
*特定保育事業の実施	—	需要により検討	子ども福祉課
*子育てに関する相談体制の充実（家庭児童相談室で、家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導を実施）	実施	継続	子ども福祉課
*労働相談の実施（労働問題の相談及び各助成制度の周知）⇒平成20年度～ 新規	—	実施	商工観光課
*男女が働きやすい環境づくりのための広報及び情報提供、フォーラム等の開催⇒平成20年度～ 新規	—	実施	秘書課 商工観光課
*育児介護休業制度の普及・啓発	実施	継続	商工観光課
*放課後子どもプラン⇒平成19年度～ 新規	—	実施	生涯学習課

(3) 支援が必要な子どもや家庭への対応（障害児・ひとり親家庭等への支援）

【現状と課題】

障害のある子どもが「ノーマライゼーション」の理念のもとに、社会の一員として自立していくことが求められています。

そこで、保健、医療、福祉、学校などの関係機関が連携を深め、早期発見・早期療育体制を一層充実させるとともに、早期治療、リハビリテーションなどのサービスの質を高め、社会での自立を支援していく必要があります。

また、障害のある子どもの在宅生活を支援するために、訪問系サービスや児童デイサービス、短期入所などを行い、介護者の負担軽減と障害のある子どもの社会参加の促進に取り組んでいく必要もあります。

障害のある子どもの保護者に対しては、教育、就職、医療などの多様な問題に対応できるように相談体制を整えるとともに、障害のある子どもやその家庭を支援するために各種手当の支給などにも努めています。

また、子育てと経済的な役割を1人で担うひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援を行うとともに、これら施策に関する情報提供等の支援が必要です。

※ノーマライゼーション……障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*笠間市要保護児童対策地域協議会の設置（再掲）	実施	継続	子ども福祉課
*母子家庭等の親への自立、就業支援（母子自立支援員の設置）⇒平成21年度～ 新規	—	実施	子ども福祉課
*母子家庭等日常生活支援（一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣）	実施	継続	子ども福祉課
*児童扶養手当の支給（父親と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母親又は養育者に手当を支給）	実施	継続	子ども福祉課
*母子家庭等に対する情報提供（笠間市母子寡婦福祉会において母子寡婦家庭に情報提供）	実施	継続	子ども福祉課
*ハイリスク幼児教室（言葉や心身発達面で心配や悩みのある方の個別相談及び生活指導）	3か所	継続	健康増進課
*ことば・こころの教室（発育に支援が必要な保護者に対し、3才から就学前までの就園児を対象に小集団・個別指導を実施）	実施	継続	学務課
*特別支援教育就学奨励費補助（特別支援教育を受ける児童を養育する世帯への経済的負担の軽減）	実施	継続	学務課

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*重度心身障害者医療福祉費の支給	実施	継続	保険年金課
*父子家庭医療福祉費の支給	実施	継続	保険年金課
*母子家庭医療福祉費の支給	実施	継続	保険年金課
*障害児親子通園事業	実施	継続	社会福祉課
*レスパイトサービス事業（知的障害児通園施設に委託し、在宅サービスとして障害児を介護）	実施	継続	社会福祉課
*障害児の補装具交付（身体障害児の失われた部位を補って日常生活を容易にするために、補聴器、義足、車いす等の補装具を交付）	実施	継続	社会福祉課
*障害児の日常生活用具給付（在宅の身体障害児に、訓練いす、入浴補助用具、移動用リフト等の日常生活用具を給付又は貸与）	実施	継続	社会福祉課
*障害児ショートステイサービス（保護者の疾病等の理由により家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業）	実施	継続	社会福祉課
*タクシー利用券交付（障害児のタクシー利用費用の一部を助成）	実施	継続	社会福祉課
*特別児童扶養手当の支給	実施	継続	社会福祉課
*障害児福祉手当の支給（常時介護を必要とする在宅の重度障害児に対する手当の支給）	実施	継続	社会福祉課
*在宅心身障害児福祉手当の支給（心身に障害のある在宅の20歳未満の障害児を養育している者に支給。障害児福祉手当を受給している場合を除く。）	実施	継続	社会福祉課
*障害児デイサービス事業の拡充	実施	継続	社会福祉課
*児童虐待の早期発見と予防	実施	継続	子ども福祉課 健康増進課



2 すこやかに子どもが育つまち

(1) 母子保健，小児医療の充実

【現状と課題】

母子の健康づくりは，生涯を通じて健康な生活を送り，また子どもを健やかに生み育てるための基礎となっています。しかし，母子を取り巻く環境は急激に変化しており，育児不安や児童虐待などが増える中で，育児支援や相談，指導体制のさらなる充実が求められています。

現在行っている保健事業には，母子健康手帳の交付，乳幼児健康診査，乳幼児健康教育・健康相談，訪問指導などがあります。

母子健康手帳の交付は，母体の健康管理の啓発とともに，妊娠・出産後の支援体制の紹介や勧奨を行うため，母子の健康づくりの第一歩となっています。

乳幼児健康診査では，乳児，1歳6か月児健診，3歳児健診を実施しています。各年齢の健康診査を通じて，乳幼児期の発育・発達の確認を行うとともに，疾病などの早期発見，早期治療に努め，親と子の心身の健康づくりを支援しています。また，育児支援や児童虐待防止の観点から専門スタッフを配置し，育児相談を充実しています。

乳幼児健康教育・育児相談においては，専門スタッフによる保健・栄養・育児指導を通じて，不安や悩みの解消に対応しています。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*就学時健診（新就学児に対して，身体・知能検査などの健診を実施）	実施	継続	学務課
*学校保健担当者会の開催（市教育委員会と学校保健担当者（養護教諭）の連携を図り，複雑・多様化する児童生徒の心身の問題に対応）	実施	継続	学務課
*歯科保健対策の充実（幼児・児童生徒を対象とした歯科保健に関する実地指導と意識の啓発）	実施	継続	学務課
*小児生活習慣病予防健診の充実（中学1年生に対して，血圧測定等を実施）	実施	継続	学務課
*妊産婦医療福祉費の支給	実施	継続	保険年金課
*乳幼児医療福祉費の支給	実施	継続	保険年金課
*母子健康手帳の交付（妊娠・出産・育児まで，一貫した健康状態を記録できる手帳の交付）	11週までの交付 81.9%	11週までの交付 85%	健康増進課
*妊婦一般健康診査委託事業（妊娠19週までの前期，20週以降の後期に，医療機関で行う健康診査）	2回	5回	健康増進課

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*ハイリスク妊産婦訪問指導の実施（高齢出産等ハイリスク妊産婦に対する保健師による家庭訪問指導）	実施	継続	健康増進課
*両親学級の実施（妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習）	実施	継続	健康増進課
*妊産婦健康相談（妊産婦の悩みや不安等に対する保健師による面接や電話による相談）	実施	継続	健康増進課
*新生児訪問（第1子、希望児とその親を対象とした保健師による訪問指導）	実施	継続	健康増進課
*エイズ予防講演会（市内中学2年生に対しエイズ・性感染症予防の正しい知識の普及・啓発）	笠間地区	全地区	健康増進課 学務課
*乳幼児訪問指導（育児や保健指導が必要と思われる乳幼児や、その親を対象とした訪問指導）	実施	継続	健康増進課
*乳幼児健康相談（毎週定期的に実施している乳幼児とその親の育児・栄養・歯科の相談及び指導を実施）	実施	継続	健康増進課
*ハイリスク幼児教室（再掲）	3か所	継続	健康増進課
*父子健康手帳の配付（妊娠届出時に初めて父親になる方を対象に配付する）	実施	継続	健康増進課
*フッ素塗布の実施（1歳6か月児健康診査，2歳児歯科健康診査を受けた者にフッ素塗布を行う）	実施	継続	健康増進課
*保育所，幼稚園等の歯科保健指導の実施	12か所	19か所	健康増進課
*乳児一般健康診査の実施（3～6か月，9～11か月）	61.4%	65%	健康増進課
*予防接種の充実	実施	継続	健康増進課
*子育て交流事業（親子教室の開催・交流場の提供）	実施	継続	健康増進課
*3～4か月児相談	2か所	3か所	健康増進課
*1歳児相談	2か所	3か所	健康増進課
*1歳6か月児健康診査	88.8%	92%	健康増進課
*2歳児歯科健康診査	2か所	3か所	健康増進課
*3歳児健康診査	88.3%	90%	健康増進課

(2)「食育」の推進

【現状と課題】

子どもの教育において、知育・体育・徳育が基本とされてきましたが，これらに加えて近年注目されているのが「食育」です。食は，身体だけでなく，心にも影響し，人間の健やかな成長にかかわってきます。そのため，子どもが心身ともに健やかに成長するには，正しい食習慣を身に付けることが大切です。

子どもが正しい食習慣を身につけるためには，保護者自身が正しい食習慣を身に付けなければなりません。そこで，保健事業の各教室で，保護者に向けた食習慣の改善に努めていくことも大切です。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*地産地消の推進	実施	継続	農政課
*園庭菜園の実施（幼稚園の園庭に野菜等を栽培し，収穫の喜びや食に関する興味を喚起）	実施	継続	学務課
*食育指導（年1～2回昼食時に栄養士が栄養指導を実施）	実施	継続	学務課
*小中学校給食運営協議会の開催	実施	継続	学務課
*離乳食教室（4～5か月児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や調理実習を開催）	実施	継続	健康増進課
*食生活改善推進員による地域活動	実施	継続	健康増進課
*親子料理教室（食生活改善推進員による小学生親子の料理教室の開催）	実施	継続	健康増進課
*食育講演会（保育所，幼稚園，小学校児童保護者を対象の健康づくり食育講演会の開催）	1回実施	継続	健康増進課
*妊婦・乳幼児健診や相談時の栄養指導及び相談事業の推進	3か所	継続	健康増進課
*保健センター，保育所及び幼稚園との連携による食育事業の推進	3か所	継続	健康増進課
*子ども料理教室(学校栄養士の指導による料理教室や収穫したもので料理をしたり工場見学)	6回実施	継続	公民館

3 心豊かに子どもが成長するまち

(1) 子どもの心豊かな成長を支える教育環境の整備

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。この社会の変化に対応できるように、「生きる力」（自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力、心豊かな人間性、健康や体力）を、伸ばしていく教育が求められています。

幼児教育では、少子化などによる子どもを取り巻く環境の変化に対応すべく、体験活動や世代間交流の機会の充実、教員の資質の向上を図るなど、教育内容の充実に努めることが課題となっています。また、園児の安全を確保し、保育効果を高めるために、老朽化した施設の改修や設備の充実に努める必要があります。

学校教育では、自然体験や社会体験活動など、豊かな体験に基づく心の教育を推進するとともに、情報教育や国際理解教育、環境教育、福祉教育など、変化に対応できる人間の育成に努めています。

教育内容を充実させる一方で、いじめや不登校、ひきこもりなどの教育環境を取り巻く問題にも取り組むことが重要です。そこで、いじめや不登校などの問題に対して、学校、家庭、地域の連携を強化し、相談体制を整えるとともに、早期発見・早期解決に向けた体制を整えていく必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*男女共同参画の推進（子育てにおける男女共同参画意識の普及・啓発）	実施	継続	秘書課
*赤ちゃんふれあい体験事業（夏休み中の中学生を対象にした育児見学、育児体験）	実施	継続	健康増進課
*思春期教育の支援（保健師や専門家等による保健の授業や講演会の開催）	実施	継続	健康増進課
*親子料理教室（食生活改善推進員による小学生親子の料理教室の開催）（再掲）	実施	継続	健康増進課
*職場体験の充実（中学生が様々な職場での体験活動の推進）	実施	継続	学務課
*幼稚園・小学校との交流（小学生と就学前児童との交流会を開催）	実施	継続	学務課
*子ども読書活動推進事業（本を通して子どもの健全な成長を促す事業）	実施	継続	図書館
*英語指導助手（ALT）の活用（ALTの全市立小中学校への派遣）	実施	継続	学務課

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*適応指導教室「かしわの広場」「もくせい教室」「あたごのひろば」の実施⇒H19年度～ 新規	—	実施	学務課
*こころの相談室（本人及び家族の不安・心配事の相談及び思春期相談）	実施	継続	学務課
*心の教室相談員派遣（中学校の相談室にて対応）	実施	継続	学務課
*運動部活動への外部指導者の活用	実施	継続	学務課
*園庭菜園の実施（幼稚園の園庭に野菜等を栽培し、収穫の喜びや食に関する興味を喚起）	実施	継続	学務課
*幼児教育についての情報提供・支援	実施	継続	学務課
*幼、小、中の安全点検（全職員、専門業者、保護者による点検を実施）	実施	継続	学務課
*笠間市特別支援教育コーディネーター連絡協議会（幼、保、小、中学校が連携して年2回合同研修会実施）	実施	継続	学務課
*私立幼稚園就園奨励費補助（私立幼稚園に就園する満3～5歳児の保護者を対象とした補助金の交付）	実施	継続	学務課
*公立幼稚園の保育料の減免（非課税世帯の保護者に対して減免）	実施	継続	学務課
*就学援助費の支給（「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助）（再掲）	実施	継続	学務課
*多様な体験活動の機会の充実	実施	継続	学務課
*教育相談体制の充実	実施	継続	学務課
*中学校の部活動の支援	実施	継続	学務課
*学校施設の整備	実施	継続	学務課
*学校施設開放（平日夜間、土・日の体育館開放（小・中学校）、土・日の校庭開放（小学校））	実施	継続	スポーツ振興課
*中・高校生への教育対策	実施	継続	生涯学習課
*母(父)と子の教室（1歳7か月から3歳までの親子を対象にリズム遊びや制作などを楽しむ）	10回実施	継続	公民館
*子育て広場⇒笠間地区	1か所	継続	子ども福祉課

(2) 家庭教育の充実

【現状と課題】

核家族化の進行により家族の形態が変化し、また、地域の連帯感が希薄化した結果、自分が家庭を持つまで、子育てや子どもにかかわることがあまりなく、親としての知識や準備が不足している人が増えています。幼い頃から乳幼児とふれあう機会を設け、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを実感できるよう取り組んでいく必要があります。

また、夫婦が育児や家事等を互いに協力し、社会の支援も受け、仕事をしたり、学習したり、地域の活動ができるように引き続き、講演会や広報などを通じて、男女共同参画意識の浸透を図っていく必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*地域子育て支援拠点事業の推進⇒平成21年度～岩間地区 新規	—	実施	子ども福祉課
*家庭教育学級の開催（市内の幼稚園、保育所、保育園、小・中学校の保護者を対象に講演会等を実施）	実施	継続	生涯学習課
*ブックスタート事業による子育て支援の充実	実施	継続	図書館
*親子で参加できるイベントの開催	実施	継続	生涯学習課
*子育て広場事業「たけのこ」	18回実施	継続	公民館
*家庭教育支援事業（就学時健診、保護者説明会を利用し、「子育て講座」「思春期子育て講座」を実施）	実施	継続	生涯学習課

(3) 地域活動を通じた地域教育力の向上

【現状と課題】

子どもにとって、家庭外や学校外で得られる体験は、日々の成長を支える不可欠な要素となっています。しかし、都市化、核家族化の進行などにもともない、地域の人々とのふれあいが希薄となり、地域での教育力が低下しています。「地域の子どもは地域で育てる」ことを再認識し、体験活動などを通じて子ども同士や地域の人々との交流を図り、地域の教育力を向上させていく必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*子ども会活動（市内の小・中学生を対象に友遊ランド、矢板市との交流会、リーダー研修）	実施	継続	生涯学習課
*「どんぐり学校」の開催（市内の小学生を対象にした親子体験、生活体験、自然体験などの体験活動）（通年6回）	実施	継続	生涯学習課
*青少年健全育成の推進（親子ふれあい体験教室、講演会、広報紙の発行、3世代交流会、お祭りなどを開催、高校生会による子ども会活動や体験活動の支援）	実施	継続	生涯学習課
*地域活動の指導者の育成（指導者育成講習会の開催）ジュニアリーダー育成、子ども会指導者育成研修	実施	継続	生涯学習課
*「ふるさと教室」の開催（子ども向け講座の開催）	4回実施	継続	公民館
*「図工教室」の開催（子ども向け講座の開催） ⇒岩間体験学習館「分校」	実施	継続	生涯学習課
*長期休業を利用したの教室(サマースクール)	17回実施	継続	公民館
*子ども映画会の実施（夏休み、冬休み）	実施	継続	図書館 公民館
*三世代交流イベント開催（チャレンジランキング）三地区開催	実施	継続	生涯学習課
*親子による交流・自然体験学習の開催（陶芸教室）	実施	継続	生涯学習課
*図書館を利用した子ども向け講座の開催（工作教室、絵本づくり等の実施）	実施	継続	図書館
*スポーツ少年団活動（スポーツを通しての青少年の健全育成）	年6教室	継続	スポーツ振興課
*スポーツ教室の開催	41回	継続	スポーツ振興課
*土曜日の休日を利用していろいろな講座を体験する(サタデーまなBe～講座)	6回実施	継続	公民館
*幼児演劇鑑賞会	1回実施	継続	公民館
*親子・祖父母との交流を通して物作りをする(親子教室)	25回実施	継続	公民館
*孫そだて講座(地域の教育力を活かした講座)	10回実施	継続	公民館

4 安心して子育てできるまち

(1) 子どもを取り巻く生活環境の整備

【現状と課題】

子どもや子ども連れの保護者等が、安心して外出できる環境を整えるためには、幅広い歩道の整備などをはじめ、公共施設のバリアフリー、さらにはユニバーサルデザインを積極的に取り入れていく必要があります。

近年、都市化や少子化により、「近所に遊び場がない」、「同世代の友達がいない」といったことが問題となっています。今後とも、子ども連れでも安心して出かけられるように子どもを取り巻く生活環境の整備が必要です。

※ユニバーサルデザイン……「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
＊生活道路の整備事業（歩道整備、道路環境整備）	実施	継続	道路整備課
＊学校における環境衛生検査（シックスクール対策、ダニアレギー対策）	実施	継続	学務課
＊通学路の安全確保（通学路の安全点検調査）	実施	継続	学務課
＊あいさつ運動の実施（学校児童生徒、PTA等による登校時のあいさつ運動を推進）	実施	継続	学務課
＊学校警察連絡協議会の開催	実施	継続	学務課
＊学校評議員制度（開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度を充実）	実施	継続	学務課
＊子どもを犯罪や危険から守るため「子ども110番の家」協力家庭、事業所の募集	実施	継続	学務課
＊防犯講習会の開催(各学校において実施)	実施	継続	学務課
＊防犯カメラの設置(各学校において設置)	実施	継続	学務課
＊交通安全教室の開催（幼稚園、小学校、中学校等での交通安全教室の開催）	実施	継続	学務課 市民活動課
＊都市緑化の推進（緑と潤いのある環境整備）	実施	継続	都市計画課
＊地区計画の推進（ゆとりと潤いのある居住環境を確保する）	実施	継続	都市計画課

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*都市公園の整備	実施	継続	都市計画課
*屋外広告物の撤去（有害広告物の撤去）	実施	継続	都市計画課
*建築物（公共施設）のバリアフリー化	実施	継続	事業主管課
*友部駅周辺整備事業に伴う周辺のバリアフリー化	実施	継続	事業主管課
*あいさつ・声かけ運動の推進	実施	継続	市民活動課
*防犯灯の整備（設置及び整備促進補助）	実施	継続	市民活動課
*自主防犯活動の推進（市民憲章実践活動）	実施	継続	市民活動課
*健全育成に関する啓発事業（青少年の健全育成に関する啓発紙の配布）	実施	継続	生涯学習課
*青少年相談員の巡回指導（街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止）	実施	継続	生涯学習課
*有害図書立入調査の実施（自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査の実施）	実施	継続	生涯学習課
*子ども会等地域活動の機会の充実	実施	継続	生涯学習課
*社会を明るくする運動の推進	実施	継続	社会福祉課
*青少年相談員活動の充実	実施	継続	生涯学習課



(2) 子どもの安全の確保

【現状と課題】

子どもを交通事故から守るために、保育所、幼稚園、学校や関係団体等と連携し、子どもが安全に過ごせるように環境整備と事故防止の意識啓発が必要です。

また近年、不審者による子どもの殺傷や連れ去り事件など、全国的に子どもが巻き込まれる犯罪が多発しており、今まで以上に子どもを守るための取り組みを強化する必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	基準値 平成18年 4月現在	目標指標 平成21年度	担当課
*交通安全運動の推進（警察の協力のもと、春夏秋冬に運動を実施、幼稚園、小学校、中学校等での交通安全教室の開催）	実施	継続	市民活動課
*チャイルドシートの貸出先の紹介（笠間市交通安全協会）	実施	継続	市民活動課
*防犯広報活動の推進（市広報車による巡回広報を実施）	実施	継続	市民活動課
*防犯パトロール実施（防犯ボランティア団体が随時実施）	実施	継続	市民活動課
*犯罪被害支援センターとの連携（笠間地区被害者支援連絡協議会により、犯罪の被害者又はその遺族に対する支援活動を実施）	実施	継続	市民活動課
*自主防犯活動の推進（再掲）	実施	継続	市民活動課
*子どもを犯罪や危険から守るため「子ども110番の家」協力家庭、事業所の募集（再掲）	実施	継続	学務課
*公共施設の施設整備（授乳室、ベビーベッドの設置やトイレの改修など）	実施	継続	事業主管課
*防犯灯の整備（設置及び整備促進補助）	実施	継続	事業主管課

第4章 目標事業量の設定

1 特定14事業の内容説明

特定14事業とは、国が今後実施する保育サービス等の必要事業量を把握するため、全国の市町村に対して目標数値の提供を求めた事業のことです。これらの数値については、平成16年8月に旧市町が県を通じて国へ報告しております。

事業	内容
通常保育事業	保護者が働いていたり、疾病にかかったりするなど、家庭において保育することができない児童を、保護者に代わり保育所において保育を実施する事業です。
延長保育事業	就労形態の多様化等にもなう延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を行う事業です。
休日保育事業	就労形態の多様化に対応するため、保育所において、日曜、国民の祝日等に保育を行う事業です。
夜間保育事業	夜間、保護者の勤務等により児童の保育に欠けている場合に、保育所において夜間に保育する事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
一時保育事業	保育の実施の対象とならない就学時児童であって、保護者の疾病・入院、災害・事故、育児にともなう心理的・肉体的負担の解消等により、緊急一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業です。
特定保育事業	児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たりおおむね64時間以上）の日時について、当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、必要な日時について保育所で保育する事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)	保育所に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業 (派遣型一時保育)	保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業です。
短期入所(ショートステイ)事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護者のない児童、虐待されている児童等を入所させる施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において養育・保護を行う事業です。

子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員（100人以上）組織を設立して、会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会や情報交換のための交流会の開催、保育終了後の子どもの預かり等の相互援助活動を行う事業です。
子育て拠点事業（センター型）	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の実情に応じた子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。
子育て拠点事業（ひろば型）	子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、親と子（おおむね3歳未満）が気軽に集い、交流を図ったり、子育ての相談・援助を実施したり、情報提供、講習会を行う事業です。

2 目標事業量

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定するに当たり、国の方針によりニーズ調査の実施と同調査に基づく特定 14 事業の目標事業量の算出が各市町村に義務づけられています。

笠間市においても、旧市町で実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、特定 14 事業の目標事業量を算出しています。なお、目標値は平成 21 年度までの前期計画における整備数などを示しています。

(1) 定期的な保育などに関する事業の目標

事業	単位	現 状	目標値 (平成 21 年)
通常保育事業	か所数 児童数	9 か所 1,014 人	9 か所 1,085 人
延長保育事業	か所数 児童数	9 か所 91 人	9 か所 157 人
休日保育事業	か所数 児童数	未実施	需要により検討
夜間保育事業	か所数 児童数	未実施	需要により検討
トワイライトステイ事業	か所数 児童数	未実施	需要により検討
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	か所数 児童数	14 か所 348 人	14 か所 366 人

(2) 一時的な保育などに関する事業の目標

事業	単位	現 状	目標値 (平成21年)
病後児保育事業（派遣型）	か所数	未実施	需要により検討
病後児保育事業（施設型）	か所数	1 か所	1 か所
ショートステイ事業	か所数	未実施	2 か所
一時保育事業	か所数	6 か所	9 か所
特定保育事業	か所数	未実施	需要により検討

(3) 地域における子育て支援事業の目標

事業	単位	現 状	目標値 (平成21年)
子育て拠点事業 (センター型)	か所数	2 か所	3 か所
子育て拠点事業 (ひろば型)	か所数	未実施	3 か所
ファミリーサポートセンター事業	か所数	未実施	基準により検討

第5章 計画の推進

この計画を市全体で実行していくには、市民や関係団体・機関、企業、行政などが常に意識を共有し、情報と意見の交流を図り、それぞれの役割のもとにみんなが力を合わせて取り組んでいくことが重要です。

また、計画を推進するにあたり、以下のように体制を整備し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 地域における推進体制

本計画を地域全体で進めていくにあたっては、家庭をはじめ、保育所、学校、各種団体及び機関、企業、行政などが、各々の役割を認識し、補完しあいながら、充実した子育て環境づくりに取り組む必要があります。

また、子育てへのニーズが急激に変化することが予想される中で、各界の代表者等で構成する次世代育成支援対策地域協議会（20名）により住民の意見を反映させるとともに計画の進行管理を行い、その時々に応じたニーズを細やかに把握していきます。

(2) 庁内における推進体制

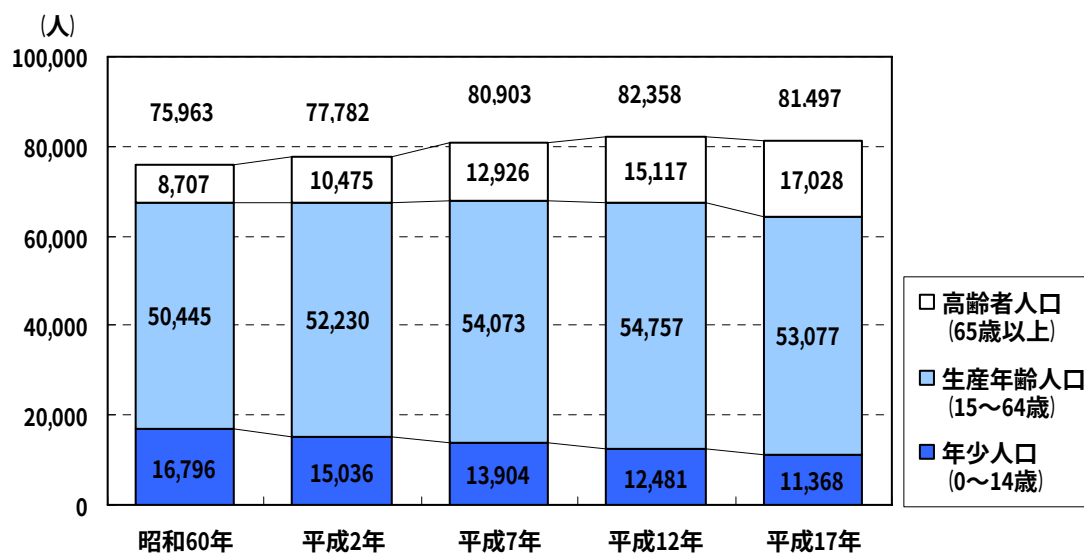
本計画では、福祉や保健、教育に加えて、医療や住宅、生活環境、労働など、多方面にわたって施策が展開されています。平成19年度に設置する少子化対策推進本部により、計画の進捗状況の調査や課題の検討など、計画の進行管理を行います。

(3) 国・県との連携などによる推進体制

国や県と連携しながら、効果的に本計画の推進を図っていきます。また、施策の優先順位を的確に見極めながら、効果的な財源の確保を行い、計画の実現に努めていきます。

資 料 編

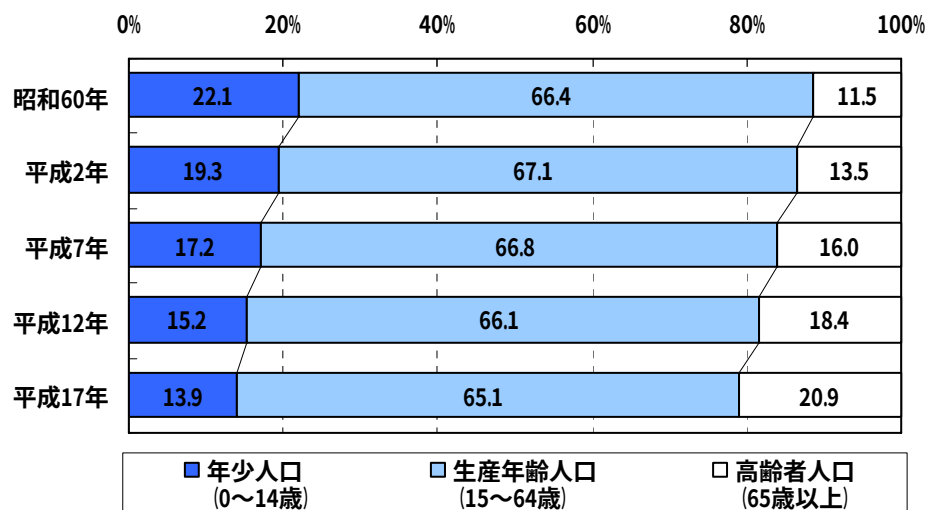
1 笠間市総人口の推移



※合併前の旧市町を合算した数値です。

資料：国勢調査

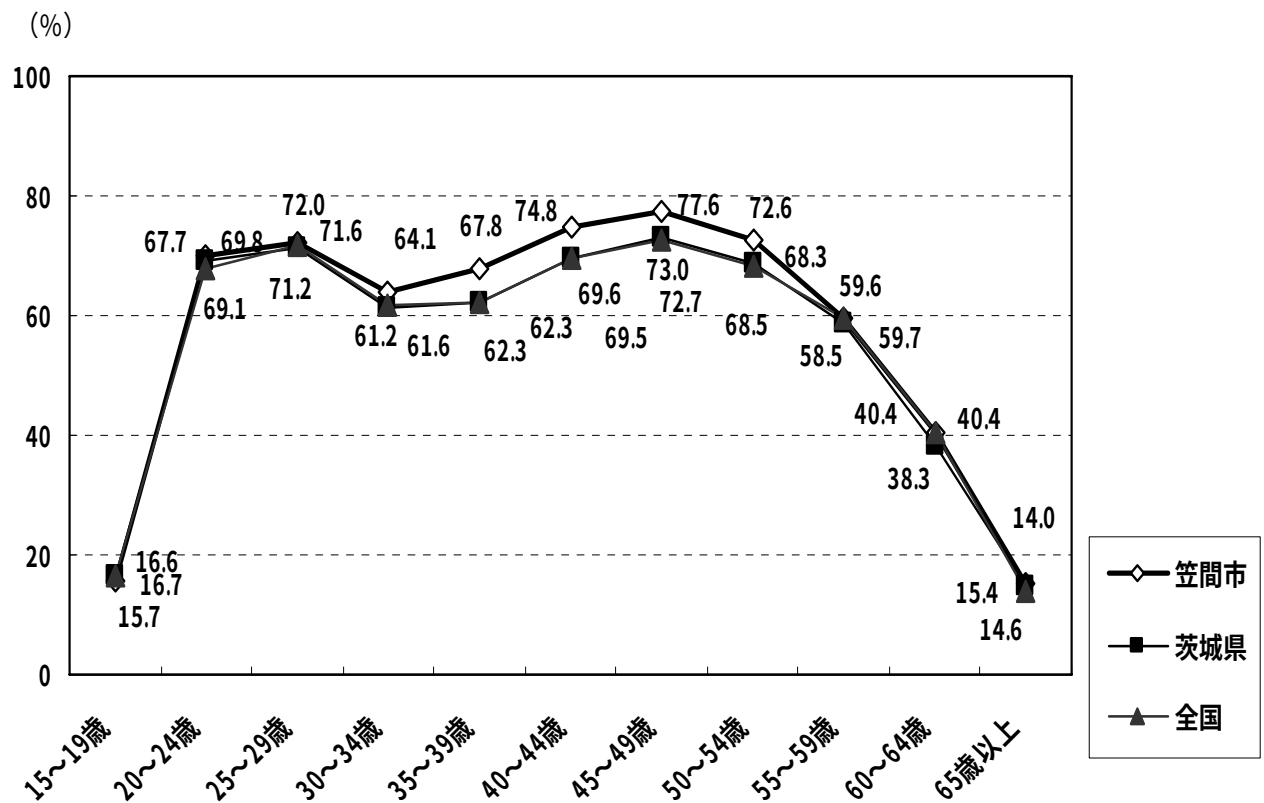
2 笠間市年齢 3 区分構成比の推移



※合併前の旧市町を合算した数値です。

資料：国勢調査

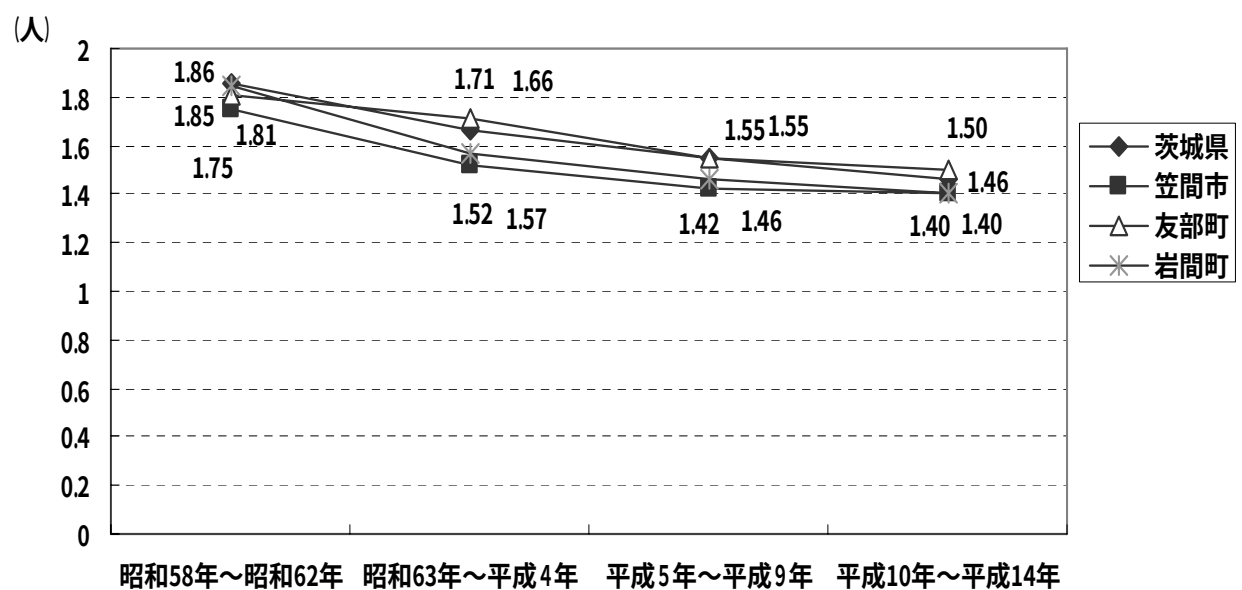
3 笠間市女性の労働力率（平成 17 年）



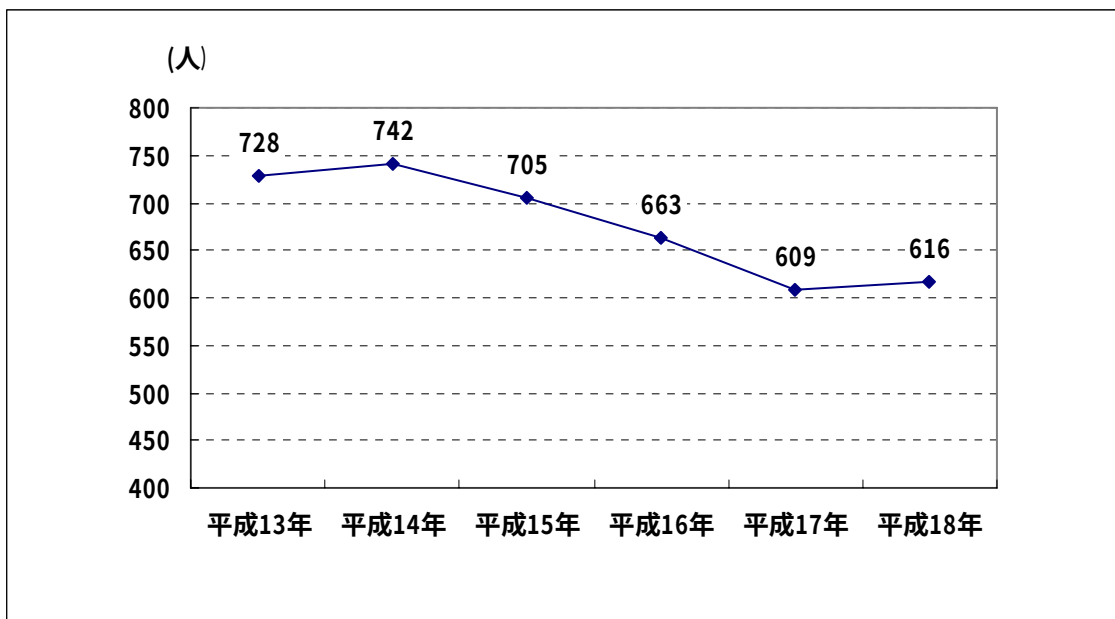
※合併前の旧市町を合算した数値です。

資料：平成 17 年国勢調査

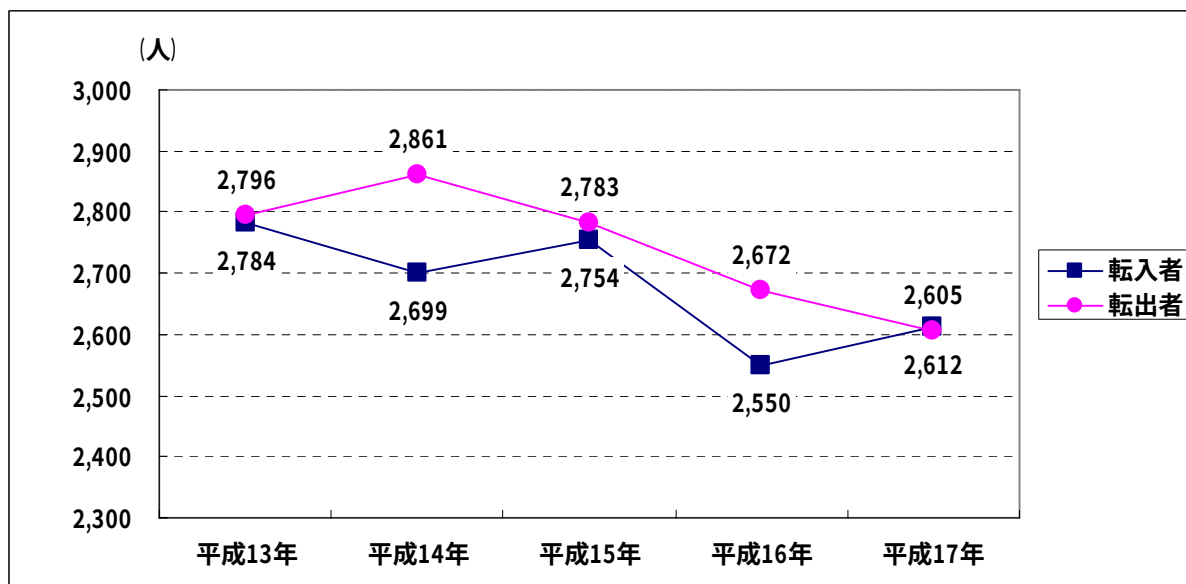
4 旧市町別，茨城県合計特殊出生率の比較



5 出生数の推移



6 社会動態の推移



7 保育所数等の推移

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
施 設 数	9	9	9	9	9
定 員	909	909	909	909	939
児童総数	1,011	1,047	1,086	1,088	1,122
3 歳未満	372	379	402	418	421
3 歳以上	639	668	684	670	701

8 幼稚園数，入園児童数の推移

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
施 設 数	9	9	9	9	9
学 級 数	60	60	60	60	60
児童総数	1,418	1,393	1,337	1,326	1,341
3 歳未満	0	0	0	0	0
3 歳以上	1,418	1,393	1,337	1,326	1,341

9 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成19年2月9日

告示第19号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、笠間市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、笠間市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

(1) 笠間市における次世代育成支援対策の推進に関すること。

(2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表、学識経験者及び市長が指名する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査、研究)

第7条 委員長は、必要に応じ市職員及び関係者のうち指名した者に、行動計画に係る調査、研究等をさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

10 笠間市次世代育成支援対策地域協議会委員

	氏 名	所 属 機 関 等
委員長	常 井 実	笠間市医師会代表
副委員長	新 井 昌 貴	笠間市歯科医師会代表
委員	佐 藤 肇	笠間市連合民生委員・児童委員協議会代表
委員	中 庭 秀 樹	笠間市教育委員会教育委員代表
委員	平 沢 久	笠間市学校長会代表
委員	菅 谷 和 徳	笠間市学校ＰＴＡ連合会代表
委員	湊 節 雄	笠間市子ども会育成連合会長
委員	住 谷 和 子	おしのべ保育園長
委員	小松崎 朋 子	大沢保育園長
委員	山野邊 寛 子	おしのべ保育園保護者会代表
委員	市 毛 康 夫	ともべ保育所保護者会代表
委員	藤 岡 幸 子	ともべ幼稚園代表
委員	坂 場 克 身	友部養護学校代表
委員	宮 本 富 子	ボランティア代表
委員	高 橋 幸 子	公募
委員	中 澤 ま さ	公募
委員	小 菅 栄 子	笠間市社会福祉協議会代表
委員	海老澤 勝 男	笠間市議会文教厚生委員会委員長
委員	西 川 万 文	常磐大学コミュニティ振興学部教授
委員	保 坂 悦 男	笠間市福祉部長

11 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行

うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第 2 章 行動計画

第 1 節 行動計画策定指針

第 7 条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画並びに第 12 条第 1 項の一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも 1 回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第 9 条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも 1 回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第 10 条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第 11 条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第 12 条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの（第 16 条第 1 項及び第 2 項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第 1 項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 13 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第 14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第 15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第 17 条** 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言，指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第 4 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関，それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は，政令で定めるところにより，行動計画策定指針に即して，特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は，特定事業主行動計画を策定し，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

4 特定事業主は，特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに，特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 5 節 次世代育成支援対策推進センター

第 20 条 厚生労働大臣は，一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって，次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを，その申請により，次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第 1 項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第 1 項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 3 章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第 21 条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第 4 章 雑則

（主務大臣）

- 第 22 条** 第 7 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、

農林水産大臣，経済産業大臣，国土交通大臣及び環境大臣とし，その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は，厚生労働大臣，国家公安委員会，文部科学大臣，農林水産大臣，経済産業大臣，国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は，厚生労働省令で定めるところにより，その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して，労働者の募集に従事した者は，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は，6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで，労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条第2項の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第20条第5項の規定に違反した者

第 27 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，第 24 条，第 25 条又は前条第 1 号から第 3 号までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は，公布の日から施行する。ただし，第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から，第 8 条から第 19 条まで，第 22 条第 2 項，第 23 条から第 25 条まで，第 26 条第 1 号から第 3 号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は，平成 27 年 3 月 31 日限り，その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については，同条第 5 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は，前項の規定にかかわらず，同項に規定する日後も，なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については，この法律は，第 1 項の規定にかかわらず，同項に規定する日後も，なおその効力を有する。

（検討）

第 3 条 政府は，この法律の施行後 5 年を経過した場合において，この法律の施行の状況を勘案し，必要があると認めるときは，この法律の規定について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 17 年 4 月 1 日法律第 25 号） 略

附 則 （平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号） 略

**笠間市次世代育成支援行動計画
かさまっ子未来プラン**

平成19年(2007) 月

編集・発行 茨城県笠間市

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

笠間市福祉部子ども福祉課

TEL 0296-77-1101

FAX 0296-77-1162

E-mail kodomo@city.kasama.lg.jp